



資料 3

和泉保第 2266 号
平成 30 年 2 月 1 日

和泉市国民健康保険運営協議会
会 長 山本 秀明 様

和泉市長 辻 宏 康

和泉市国民健康保険条例の一部改正及び保険料率の改定について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、平素より貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

和泉市国民健康保険条例の一部改正及び保険料率の改定について次のように諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

諮問事項

1. 和泉市国民健康保険条例の一部改正について

施行日期日

条例改正の施行日（予定：平成30年4月1日）

○諮問の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、平成30年度から大阪府が国民健康保険の運営主体となり、保険料の賦課に府内統一基準が設けられることに伴い、和泉市の保険料の賦課の基準を改める必要があることから、諮問するものです。

2. 保険料率の改定について

保険料率を下記のように改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

医療分について

所得割額	前年中の基準総所得金額の	7.98/100
均等割額	一人当たり	26,280円
平等割額	一世帯当たり	26,580円

後期高齢者支援金分について

所得割額	前年中の基準総所得金額の	2.69/100
均等割額	一人当たり	8,400円
平等割額	一世帯当たり	8,940円

介護納付金分について

所得割額	前年中の基準総所得金額の	2.32/100
均等割額	一人当たり	15,600円